

くは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に耐火建築物又は

準耐火建築物（それぞれ建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）で政令で定めるものを建築するために譲渡をされるもの

で定めるものを除く。）

九省略

省略

該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に耐火建築物又は準耐火建築物（それぞれ建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）で政令で定めるものを建築するために譲渡をされるもの

十五 防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第八条に規定する認定建替計画（政令で定める基準に適合するものに限る。以下この号において「認定建替計画」という。）に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するために譲渡をされるもの

当該防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、当該認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業に伴い取得をされるもの

十六 同上

同上

十七 船舶（内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）第五十一条において適用する同法第十

国内にある事業の用に供される減価償却資産（船舶を除く。）

二条の規定による国土交通大臣の認可を受けた調整規程に基づき行われる同法第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲げる船腹の調整に関する事業の対象となつてゐる船種に該当する船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日

本船舶に限る。以下この号及び次号において同じ。) で内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)第二条第二項に規定する内航

海運業の用に供されていたものうち当該船舶の譲渡が当該内航海運業の構造改善等に資することについて政令で定める要件を満たす譲渡に係るものに限る。)

十一 船舶(船舶法第一條に規定する日本船舶に限る。以下この号において同じ。)

船舶(政令で定めるものに限る。)

十八 船舶(前号の上欄に掲げる船に該当するものを除く。)

船舶(漁船以外のものにあつては、政令で定めるものに限る。)

32 省略
前二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十一日(第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日)までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの

の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中(工場等の建設をする期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内)に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供した場合(当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十一日(第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日)までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中(前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところによ

32 同上
前二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中(工場等の建設をする期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内)に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供した場合(当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供した場合(当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中(前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところによ

欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内。次条第一項第二号において同じ。)に当該各号の下欄に掲げる資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みとした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

5-9 省略

10 第五項の規定は、個人が平成十年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間にした土地等の譲渡については、適用しない。

(特定の事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の二 省略

2 省略

3 第一項若しくは前項第一号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

4 省略

(買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第三十七条の三 省略

2 個人が第三十七条第一項の規定の適用を受けた場合には、買換資産については、第十九条各号に掲げる規定(第十三条から第十三条の三までの規定を除く。)は、適用しない。

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の四 平成二十六年十二月三十一日

(第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日)までの間に、その有する資産で第三十七条第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」とい

り税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内。次条第二項第二号において同じ。)に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

5-9 同上

10 第五項の規定は、個人が平成十年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間にした土地等の譲渡については、適用しない。

(特定の事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の二 同上

2 同上

3 第一項若しくは前項第一号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

4 同上

(買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第三十七条の三 同上

2 個人が第三十七条第一項の規定の適用を受けた場合には、買換資産については、第十九条各号に掲げる規定(第十三条第一項、第十三条の二及び第十三条の三の規定を除く。)は、適用しない。

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の四 平成二十三年十二月三十一日

(第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日)までの間に、その有する資産で第三十七条第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」とい

「譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(第三十三条の二第一項第一号に規定する交換その他の政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差額との差額を補うための金銭をいう。以下この条、次条、第三十七条の七及び第三十七条の九から第三十七条の九の四までにおいて同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省略

(既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための貢換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の五個人が、その有する資産で次の表の各号の上欄に掲げるもの(第一号の上欄に掲げる資産にあつては、当該個人の事業の用に供しているものを除く。以下この項及び第四項において「譲渡資産」という。)の譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二若しくは第三十七条の規定の適用を受けるもの又は贈与、交換若しくは出資によるものを除く。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得(建設を含むものとし、贈与、交換又は所有権移転外リース取引によるものを除く。以下この条において同じ。)をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(以下この条において同じ。)に供したとき(当該期間内に居住の用に供しなくなつたときを除く。)若しくは第二号の買換資産にあつては当該個人の事業の用若しくは居住の用に供したとき(当該期間内にこれららの用に供しなくなつたときを除く。)又はこれらの用に供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合は、当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一

う。)との交換(第三十三条の二第一項第一号に規定する交換その他の政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差額(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条、次条、第三十七条の七及び第三十七条の九から第三十七条の九の四までにおいて同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同上

(既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための貢換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の五個人が、その有する資産で次の表の各号の上欄に掲げるもの(以下この項及び第四項において「譲渡資産」という。)の譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二若しくは第三十七条の規定の適用を受けるもの又は贈与、交換若しくは出資によるものを除く。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得(建設を含むものとし、贈与、交換又は所有権移転外リース取引によるものを除く。以下この条において同じ。)をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(以下この条及び第四項において「買換資産」という。)を当該個人の事業の用若しくは居住の用(当該個人の親族の居住の用を含む。)に供したとき(当該期間内にこれららの用に供しなくなつたときを除く。)又はこれらの用に供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合は、当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

条又は第三十二条の規定を適用する。

一・二 省 略	渡 資 産	買 換 資 産
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

第三十七条第四項及び第六項から第八項まで、第三十七条の二並びに第三十二条の三第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について適用する。この場において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第四項	第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産については、平成二十三年十二月三十一日）までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの	第三十七条の五第一項の規定は、同項に規定する譲渡資産
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

2

第三十七条第四項及び第六項から第八項まで、第三十七条の二並びに第三十七条の三第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七條第四項

第一項及び第二項の規定は

讓渡資產

第三十七条の五第一項の

昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供してゐるもの

規定は 同項に規定する
譲渡資産

同上

第一項及び第二項の規定は
同上

同上

第三十七条第六項	省略											
第三十七条第七項	省略											
第三十七条第八項	省略											
第三十七条第一項	省略											
第三十七条第二項	省略											
第三十七条第三項	省略											
第三十七条第四項	省略											

3・4 省略

5個人が、その有する資産で第一項の表の第一号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物の取得をすることが困難である特別

同上	同上											
同上												
同上												
同上												

3・4 同上

5個人が、その有する資産で第一項の表の第一号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物の取得をすることが困難である特別

な事情があるものとして政令で定める場合に該当するときは、当該譲渡をした資産が、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年以下のもので第三十一条の三第二項に規定する居住用財産に該当するものである場合には、当該譲渡による譲渡所得は、同条第一項に規定する譲渡所得に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

6 前項の個人が同項の規定により第三十一条の三の規定の適用を受ける場合の確定申告書の記載事項その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(大規模な住宅地等造成事業に係る土地等の交換等の場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の八 省略

2 前項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合又は同項第二号の規定に該当する場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

3 省略

(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の九の二 個人が、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十二号）第十四条の三に規定する計画の認定（以下この項において「計画の認定」という。）がされた同法第十四条の二第一項に規定する事業用地適正化計画（同法第十四条の五第一項の認定がされたものを含むものとし、政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「認定計画」という。）

な事情があるものとして政令で定める場合に該当するときは、その者については次の各号に定めるところによる。

一 当該譲渡をした資産が、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年以下のもので第三十一条の三第二項に規定する居住用財産に該当するものである場合には、当該譲渡による譲渡所得は、同条第一項に規定する譲渡所得に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

二 当該譲渡をした資産が、当該個人の事業の用に供しているものである場合において、その者が事業の用に供する土地等又は建物その他の減価償却資産で政令で定めるものの取得をするときは、当該譲渡をした資産又は当該取得をする資産は、第三十七条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産又は同号の下欄に掲げる資産に該当するものとみなして、同条から第三十七条の三までの規定を適用する。

6 前項の個人が同項の規定により第三十一条の三又は第三十七条の規定の適用を受ける場合の確定申告書の記載事項その他これららの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(大規模な住宅地等造成事業に係る土地等の交換等の場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の八 同 上

2 前項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合又は同項第二号の規定に該当する場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

3 同 上

(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の九の二 個人が、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十二号）第十四条の三に規定する計画の認定（以下この項において「計画の認定」という。）がされた同法第十四条の二第一項に規定する事業用地適正化計画（同法第十四条の五第一項の認定がされたものを含むものとし、政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「認定計画」という。）

に係る計画の認定の日から平成二十五年三月三十一日（同日前に当該認定計画につき同法第十四条の十一第一項の規定による計画の認定の取消しがあつた場合は、当該計画の認定の取消しの日）までの期間（次項において「指定期間」といいう。）内に、当該認定計画に定められた同法第十四条の二第三項に規定する事業用地（以下この項及び第三項において「認定事業用地」という。）の区域内に有する同条第五項第三号に規定する隣接土地又は当該隣接土地の上に存する権利（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものに該当するものを除く。以下この条において「所有隣接土地等」という。）の次の各号に掲げる交換又は譲渡（当該認定計画に従つてするものに限る。）をしたときは、当該所有隣接土地等の当該交換又は譲渡による収入金額が第一号又は第二号の土地建物等の取得価額以下である場合にあつては当該交換又は譲渡に係る所有隣接土地等のうち当該収入金額の百分の八十に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める部分の交換又は譲渡があつたものとし、第一号の土地建物等とともに交換差金を取得し、又は当該譲渡による収入金額が第二号の土地建物等の取得価額を超える場合にあつては当該交換又は譲渡に係る所有隣接土地等のうち当該取得価額の百分の八十に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める部分の交換又は譲渡があつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

に係る計画の認定の日から平成二十三年三月三十日（同日前に当該認定計画につき同法第十四条の十一第一項の規定による計画の認定の取消しがあつた場合には、当該計画の認定の取消しの日）までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該認定計画に定められた同法第十四条の二第三項に規定する事業用地（以下この項及び第三項において「認定事業用地」という。）の区域内に有する同条第五項第三号に規定する隣接土地又は当該隣接土地の上に存する権利（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものに該当するものを除く。以下この項及び次項において「所有隣接土地等」という。）の次の各号に掲げる交換又は譲渡（当該認定計画に従つてするものに限る。）をしたときは、当該所有隣接土地等（第一号の土地建物等とともに交換差金を取得し、又は当該譲渡による収入金額が第二号の土地建物等の得価額を超える場合には、当該所有隣接土地等のうち当該交換差金又はその超える金額に相当するものとして政令で定める部分を除く。）の当該交換又は譲渡がなかつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

2.3 同上
1.2 同上

4 第三十七条第六項及び第七項、第三十七条の七第五項及び第六項、第三十七条の八並びに前条の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七條第六項			
第三十七條第七項	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略

	同上			同上
	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上

第三十七條の七第一項	第三十七條の八第一項	第三十七條の八第二項	第三十七條の七第二項	第三十七條の七第三項
省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略

前条第一項		同上	同上				同上				同上			
交換取得宅地	取得した宅地	同上												
前条第一項	第三十七條の七第一項	同上												
交換取得土地建物等	取得した土地建物等	同上												

第一項の規定の適用を受けた者（前項において準用する第三十七条の八第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第二項の規定による更正を受けたため、第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）の同項第一号の土地建物等（以下この条において「交換取得土地建物等」という。）又は同項第二号の土地建物等（以下この条において「譲受け土地建物等」という。）に係る所得税法第四十九条第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又は当該交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等の取得の日以後その譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。）、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（第一項の交換又は譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）とする。

前条第二項				
	交換取得宅地又は譲受け 宅地	譲渡した土地等	交換取得土地建物等又は譲 渡した所有隣接土地等	受け土地建物等
	交換取得宅地又は譲受け 宅地	譲渡した土地等	交換取得土地建物等又は譲 渡した所有隣接土地等	受け土地建物等

- 一 第一項の交換により交換取得土地建物等を取得した場合（交換差金を取得した場合に限る。）又は同項の譲渡による収入金額が譲受け土地建物等の取得価額を超える場合 当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等の取得価額等のうち当該交換差金の額又はその超える額及び当該交換取得土地建物等の価額又は譲受け土地建物等の取得価額の百分の二十に相当する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額
- 二 第一項の交換により取得した交換取得土地建物等の価額が所有隣接土地等の価額に等しい場合 又は同項の譲渡による収入金額が譲受け土地建物等の取得価額に等しい場合 当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等の取得価額等のうち当該交換取得土地建物等の価額又は当該収入金額の百分の二十に相当する金額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額に相当する金額
- 三 第一項の交換により交換取得土地建物等を取得した場合（交換差金を支払つた場合に限る。）又は同項の譲渡による収入金額が譲受け土地建物等の取得価額に満たない場合 当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等の取得価額等のうち当該交換取得土地建物等の価額又は当該収入金額の百分の二十に相当する金額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額に当該交換差金の額又はその満たない額を加算した金額に相当する金額
- 6 個人が第一項の規定の適用を受けた場合には、交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等については、第十九条各号に掲げる規定（第十三条から第十三条の三までの規定を除く。）は、適用しない。
- 7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十 省略

255 省略

6 第一項の規定がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十 同上

255 同上

6 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」とする。

一五七 省略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第三十七条の十一の三 省略

2 省略

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 上場株式等保管委託契約 第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約（信用取引等に係るもの）を除く。）で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと、当該特定保管勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること、当該特定保管勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対する方法その他政令で定める方法によりする」とその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ 省略

ロ 当該金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座（ロにおいて「他の特定口座」という。）から、政令で定めるところにより、当該他の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の移管がされる場合（当該特定口座内保管上場株式等の一部の移管がされる場合には、当該移管がされる特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等は全て当該移管がされる特定口座内保管上場株式等に含まれる場合に限る）

に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」とする。

一五七 同上

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第三十七条の十一の三 同上

2 同上

3 同上

一 同上 二 同上

イ 同上

ロ 当該金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座（ロにおいて「他の特定口座」という。）から、政令で定めるところにより、当該他の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の移管がされる場合（当該特定口座内保管上場株式等の一部の移管がされる場合には、当該移管がされる特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等はすべて当該移管がされる特定口座内保管上場株式等に含まれる場合に限る）

。) の当該移管がされる上場株式等

ハ 省 略

三 省 略

4~6 省 略

る。) の当該移管がされる上場株式等
ハ 同 上

三 同 上

4~6 同 上

7 金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等に開設された特定口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額、当該特定口座に受け入れた第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等(第十項において「上場株式等の配当等」という。)の額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十日(年の中途で上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日)までに、一通を当該金融商品取引業者等の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

8 金融商品取引業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めることにより、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいいう。第四十二条の三第四項第三号において同じ。)により提供することができる。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

9 省 略

10 9 同 上

特定口座を開設する金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより第七項の税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により同項の報告書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「光ディスク等」という。)の提出をもつて第七項の税務署長に提出すべき報告書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第十二項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、第七項の税務署長に提出すべき報告書とみなす。

10| 特定口座において処理された上場株式等の譲渡又は特定口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例その他第七項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

11| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定口座及び当該特定口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

12| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

13| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

14| 第十一項及び第十二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15| 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に第七項の報告書を提出する義務がある者に対し第十一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

16| 第十四項に定めるもののほか、第十二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の四 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。

5 省 略

11| 前項に定めるもののほか、特定口座において処理された上場株式等の譲渡又は特定口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例その他第七項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

12| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定口座及び当該特定口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

13| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

14| 第十二項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15| 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に第七項の報告書を提出する義務がある者に対し第十一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

16| 第十四項に定めるもののほか、第十二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の四 同 上

2・3 同 上

4 第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

5 同 上

(確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得)

第三十七条の十一の五 その年分の所得税に係る源泉徴収選択口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、当該源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項若しくは第七項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第一百二十二条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第一百二十二条第三項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の計算上当該各号に掲げる金額（当該各号に掲げる金額が同一の源泉徴収選択口座に係るものである場合には、当該源泉徴収選択口座については、第一号に掲げる金額及び第二号に掲げる金額）を除外したところにより、同法第一百二十条から第一百二十七条まで（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十二の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第一百二十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

一・二 省略

2 前項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定による適用については、同項各号に掲げる金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

3 省略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三十七条の十二の二 省略

2 (1) 省略

12 第六項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第七項（上場株式等に係る譲渡損失

(確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得)

第三十七条の十一の五 その年分の所得税に係る源泉徴収選択口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、当該源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項若しくは第七項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第一百二十二条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該各号に掲げる金額（当該各号に掲げる金額が同一の源泉徴収選択口座に係るものである場合には、当該源泉徴収選択口座については、第一号に掲げる金額及び第二号に掲げる金額）を除外したところにより、同法第一百二十条から第一百二十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十二の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第一百二十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）において準用することができる。

一・二 同上

2 前項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

3 同上

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三十七条の十二の二 同上

2 (1) 同上

12 第六項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第七項（上場株式等に係る譲渡損失

三十七条の十二の二第七項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

13 省略

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第三十七条の十四 省略

2~4 省略

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 非課税口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）が、第九条の八及び前各項の規定の適用を受けるため、政令で定めるところにより、その口座を設定しようとする金融商品取引法第一条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十項に規定する投資信託委託会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この条において同じ。）の名称及び所在地、その口座に係る振替口座簿に記録がされ、又はその口座に保管の委託がされている上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について第九条の八及び前各項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座開設届出書」という。）に、その年分の非課税口座開設届出書を添付して、これを当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該非課税口座開設届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をして、当該金融商品取引業者等との間で締結した非課税上場株式等管理契約に基づき平成二十六年から平成二十八年までの各年に設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（当該口座において非課税上場株式等管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）をいう。

の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

13 同上

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第三十七条の十四 同上

2~4 同上

5 同上

一 非課税口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）が、第九条の八及び前各項の規定の適用を受けるため、政令で定めるところにより、その口座を設定しようとする金融商品取引法第一条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十項に規定する投資信託委託会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この条において同じ。）の名称及び所在地、その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託がされている上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について第九条の八及び前各項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座開設届出書」という。）に、その年分の非課税口座開設確認書を添付して、これを当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該非課税口座開設届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をして、当該金融商品取引業者等との間で締結した非課税上場株式等管理契約に基づき平成二十四年から平成二十六年までの各年に設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（当該口座において非課税上場株式等管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）をいう。

二 非課税上場株式等管理契約 第九条の八及び前各項の規定の適用を受けるた

めに第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（当該契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと、当該非課税管理勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたものその他政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること、当該非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対する方法その他の政令で定める方法によりすること、当該契約を締結した日の属する年の一月一日から十年を経過した日において当該上場株式等は当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座に移管されることその他政令で定める事項が定められているものをいう。）

イ 非課税口座開設届出書の提出の日からその提出の日の属する年（十二月三十日までの期間（以下この号において「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの（受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。）の合計額が百万円を超えないものに限る。）

□ 省略

三 省略

6 非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者に

二 同 上

イ 非課税口座開設届出書の提出の日からその提出の日の属する年（十二月三十日までの期間（以下この号において「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの（受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。）の合計額が百万円を超えないものに限る。）

□ 同 上

6 非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者に

あつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）、平成二十五年一月一日（同日において国内に住所を有しない者にあつては、政令で定める日。以下この項及び第十三項において「基準日」という。）における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年十月一日から同日以後一年を経過する日（既に非課税口座開設確認書の交付を受けた者が当該非課税口座開設確認書を紛失し、滅失し、又は盗取されたことにより再び当該申請書の提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をする場合（第十項において「再交付の申請の場合」という。）には、政令で定める日までの間に、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならない。

7・8 省略

9 第六項の申請書の提出を受けた同項の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該申請書に記載された事項（以下この項及び次項において「申請事項」という。）を次に掲げるいずれかの方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該申請書につき帳簿を備え、当該申請書の提出をした者の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 省 略

二 政令で定めるところにより税務署長の承認を受けて行う当該申請事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

10・15 省略

7・8 同 上

9 同 上

一 同 上

二 政令で定めるところにより税務署長の承認を受けて行う当該申請事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（第十六項において「光ディスク等」という。）を提出する方法

10・15 同 上

16 非課税口座を開設されている金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより前項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により同項の報告書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク等の提出をもつて同項の所轄税務署長に提出すべき報告書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第十八項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、前項の所轄税務署長に提出すべき報告書とみなす。

16 非課税口座において処理された上場株式等の譲渡又は非課税口座内上場株式等

あつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）、平成二十三年一月一日（同日において国内に住所を有しない者にあつては、政令で定める日。以下この項及び第十三項において「基準日」という。）における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年十月一日から同日以後一年を経過する日（既に非課税口座開設確認書の交付を受けた者が当該非課税口座開設確認書を紛失し、滅失し、又は盗取されたことにより再び当該申請書の提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をする場合（第十項において「再交付の申請の場合」という。）には、政令で定める日までの間に、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならない。

の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百一十五条の規定の特例その他前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

17 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の非課税口座及び当該非課税口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

18 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

19 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

20 第十七項及び第十八項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に第十五項の報告書を提出する義務がある者に対し第十七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

22 第二十項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

第三十九条 省略

2・3 省略

4 第一項の規定の適用を受けた個人が相続税法第三十二条第一項の規定による更正の請求を行つたことにより第一項の相続税額が減少した場合において、当該相続税額が減少したこととに伴い修正申告書を提出したこと又は更正があつたことにより納付すべき所得税の額については、所得税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第八号に規定する法定納期限の翌日から当該修正申告書の提出があつた日又は当該更正に係る同法第二十八条第一項に規定する更正通知書を発した日までの期間は、同法第六十条

は非課税口座内上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百一十五条の規定の特例その他第十五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

19 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

20 第十八項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

第三十九条 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用を受けた個人が相続税法第三十二条の規定による更正の請求を行つたことにより同項の相続税額が減少した場合において、当該相続税額が減少したこととに伴い修正申告書を提出したこと又は更正があつたことにより納付すべき所得税の額については、所得税に係る国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限の翌日から当該修正申告書の提出があつた日又は当該更正に係る同法第二十八条第一項に規定する更正通知書を発した日までの期間は、同法第六十条

項に規定する更正通知書を発した日までの期間は、同法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

(国等に対する財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第四十条 省略

2~12 省略

13 第一項後段の承認につき、その承認をしないことの決定若しくは第二項の取消しがあつた場合（当該取消しがあつた場合には、政令で定める場合に限る。）における当該承認を申請した者若しくは当該承認を受けていた者の納付すべき所得税の額で当該処分に係る財産の贈与若しくは遺贈に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額又は第三項の取消しがあつた場合（政令で定める場合に限る。）における当該承認に係る公益法人等の納付すべき所得税の額についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十条第二項の規定の適用については、同項本文に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、当該決定又は取消しの通知をした日の翌日から当該金額を完納する日までの期間とする。

14 第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について所得税法第七十八条第一項の規定又は第四十一条の十八の二若しくは第四十一条の十八の三の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、同法第七十八条第二項中「寄附金（学校の入学に関してするもの）を除く。」とあるのは「寄附金（租税特別措置法第四十条第一項（国等に対する財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受けるもののうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分及び学校の入学してするものを除く。）」と、第四十一条の十八の二第一項中「その寄附をした者」とあるのは「第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分及びその寄附をした者」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

(国等に対する財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第四十条 同上

2~12 同上

13 第一項後段の承認につき、その承認をしないことの決定若しくは第二項の取消しがあつた場合（当該取消しがあつた場合には、政令で定める場合に限る。）における当該承認を申請した者若しくは当該承認を受けていた者の納付すべき所得税の額で当該処分に係る財産の贈与若しくは遺贈に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額又は第三項の取消しがあつた場合（政令で定める場合に限る。）における当該承認に係る公益法人等の納付すべき所得税の額についての国税通則法第六十条第二項の規定の適用については、同項本文に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、当該決定又は取消しの通知をした日の翌日から当該金額を完納する日までの期間とする。

14 第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について所得税法第七十八条第一項の規定がある場合における同条の規定の適用については、同法第七十八条第二項中「寄附金（学校の入学に関してするもの）を除く。」とあるのは、「寄附金（租税特別措置法第四十条第一項（国等に対する財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受けるもののうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分及び学校の入学してするものを除く。）」とする。